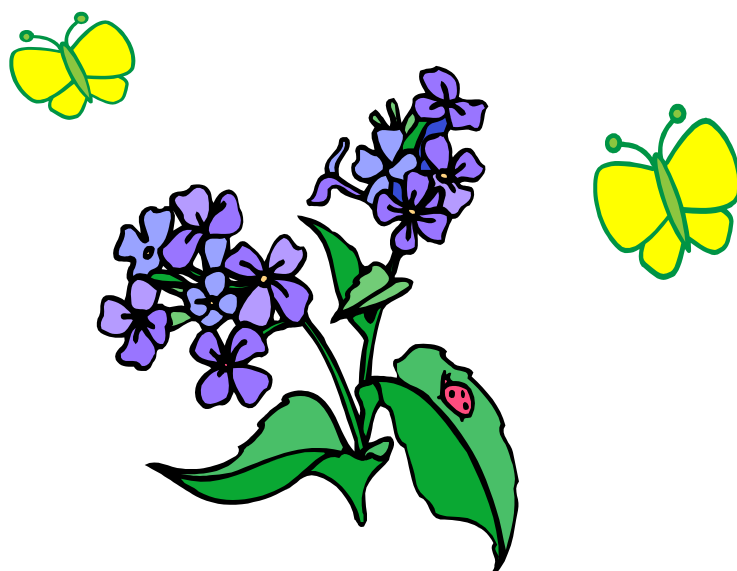


# ひとり親家庭のしおり





(令和7年度用)



令和7年3月作成






# 手当・貸付・医療費助成などのご案内

制 度	制 度 の 内 容	問 合 せ 先
<p><a href="#">児童扶養手当</a> (ひとり親手当)</p> 	<p>ひとり親家庭で、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を監護している親又は養育者（祖父母など）に支給します。</p> <p><b>手当月額（令和7年4月1日時点）</b>  <b>第1子</b> 46,690円～11,010円  <b>第2子以降1人につき</b> 11,030円～5,520円加算</p> <p>※申請者又は同居の扶養義務者の所得が制限限度額を超えると支給されません。          ※障害基礎年金を受けている方で、児童扶養手当額が障害年金の子の加算額を上回る場合は、その差額分が支給されます。          ※障害基礎年金以外の公的年金等の給付額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されます。          ※手当受給資格者は保育料を軽減できる場合があります。          ※手当受給者、又は同一世帯に属する人がJRの通勤定期乗車券を購入する際、定期代が3割引になる割引券を発行できる場合があります。</p>	<p>子育て支援課 086 - 426 - 3314</p> <p><b>(児島地区)</b> 児島保健福祉センター福祉課 086 - 473 - 1119</p> <p><b>(玉島地区)</b> 玉島保健福祉センター福祉課 086 - 522 - 8118</p> <p><b>(水島地区)</b> 水島保健福祉センター福祉課 086 - 446 - 1114</p> <p><b>(真備地区)</b> 玉島保健福祉センター 真備保健福祉課 086 - 698 - 5113</p>
<p><a href="#">児童手当</a></p> 	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童の養育者に支給します。</p> <p><b>手当月額（児童1人あたり）【令和6年10月分から】</b>  <b>3歳未満</b> 月額15,000円（第1子・第2子）          月額30,000円（第3子以降）  <b>3歳～高校生年代</b> 月額10,000円（第1子・第2子）          月額30,000円（第3子以降）</p> <p>※第3子以上加算（多子加算）のカウントは、22歳到達後最初の3月31日までの間にある監護相当・生計費負担のあるお子様を含めて数えます。          ※令和6年10月分から、受給者の所得制限は撤廃されました。</p>	<p>子育て支援課（母子・父子自立支援員） 086 - 426 - 3358</p> <p>児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課</p>
<p><a href="#">養育費にかかる公正証書作成費等の補助</a></p> 	<p>ひとり親家庭の親等に対して、養育費の取り決めにかかる公正証書の作成費や調停手続き等に必要な経費の一部を補助します。</p> <p><b>補助金額…申請者が負担した対象経費（上限3万円）</b>          ※要件、対象経費、申請に必要なものは事前にご相談ください。          ※所得制限があります。</p>	<p>子育て支援課（母子・父子自立支援員） 086 - 426 - 3358</p> <p>児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課</p>
<p><a href="#">母子・父子・寡婦福祉資金貸付</a></p> 	<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象に、経済的自立を図るために必要な各種資金（就学支度資金・修学資金等）を貸し付けします。</p>	<p>子育て支援課（母子・父子自立支援員） 086 - 426 - 3358</p> <p>児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課</p>
<p><a href="#">ひとり親家庭等医療費の助成</a></p> 	<p>ひとり親家庭等の親とその監護する18歳未満の児童に対して、保険診療による医療費の自己負担分の一部を助成します。          ※所得制限があります。</p>	<p>医療給付課 086 - 426 - 3395</p> <p>児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課</p>
<p><a href="#">就学援助</a></p> 	<p>倉敷市立の小・中学校に通う児童・生徒がいる家庭、及び市内に居住し私立・県立などの小・中学校に通う児童・生徒がいる家庭で、経済的に困窮し就学費用を出すことが困難と認められる場合に、学用品費・給食費などの一部を援助します。          ※申請が必要です。※収入等の審査があります。</p>	<p>教育委員会 学事課 086 - 426 - 3825</p>
<p><a href="#">公営住宅</a></p> 	<p>公営住宅の入居者を抽選で決定する際、優遇措置を受けられる場合があります。</p>	<p>(市営住宅) 倉敷市営住宅管理センター 086 - 430 - 0109</p> <p>(県営住宅) 岡山県営住宅管理センター 086 - 222 - 6696</p>



## 相談窓口のご案内

制 度	制 度 の 内 容	問 合 せ 先
<a href="#">ひとり親相談</a> 	<p>ひとり親家庭の親又は<b>離婚前の親</b>を対象に、生活に関する様々な相談、就業相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付け相談などに母子・父子自立支援員が応じます。</p> <p>※要予約</p>	<p>子育て支援課（母子・父子自立支援員） 086 - 426 - 3358 児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課</p>
<a href="#">養育費相談</a> <a href="#">面会交流相談</a> 	<p>離婚後の「養育費」と「面会交流」について、無料で相談に応じます。</p>	<p>養育費等相談支援センター 0120-965-419(通話無料) 携帯電話からは 03-3980-4108(通話有料) 平日(水曜日を除く)10:00~20:00 水曜日(祝日を除く)12:00~22:00 土/祝日 10:00~18:00</p>
<a href="#">なやみ相談</a> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦関係（離婚を含む）、家族関係、ハラスメント、生き方などさまざまな悩みについて、電話・面接相談、また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者の相談・支援を行っています。</li> <li>専門相談（法律・心理）を行っています。※要予約</li> </ul>	<p>男女共同参画推進センター （ウイズアップくらしき） ・相談専用電話 086-435-5670 ・予約電話 086-435-5750 火～土曜日 9:00～17:30</p>
<a href="#">男性のための電話相談</a> 	<p>男性の相談員が男性の悩みに対応します。父子家庭の方のお悩み相談にも対応しています。</p>	<p>岡山県男女共同参画推進センター （ウイズセンター） 相談専用電話 086-221-1270 原則毎月第4土曜日 13:30～16:30</p>
<a href="#">一般法律相談</a> 	<p>離婚、相続、職場や近隣等のトラブル、金銭貸借など、法的な問題に関し、弁護士による無料相談を行っています。</p> <p>本庁は毎週火・水曜日、児島・玉島・水島支所は月に2回、真備支所は3か月に1回、13:00～16:00で開催。 ※予約は相談日の前週の（木）8:30から生活安全課で受付 ※1年度（4/1～3/31）に1人1回（30分）倉敷市民に限る</p>	<p>生活安全課 086-426-3111</p>




## 家事・育児を応援する制度のご案内

<a href="#">ひとり親家庭等日常生活支援事業</a> 	<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立を促進するために通学や就職活動、及び疾病等の理由で一時的に生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員（家事・育児の世話等の援助）を派遣します。 ※市民税非課税世帯であることが条件です。</p>	<p>子育て支援課 児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課</p>
<a href="#">ファミリー・サポート・センター</a> 	<p>子育ての手助けが必要な人、子育ての手助けをしたい人を会員とし、会員同士の相互援助の調整を行います。</p> <p>【相互援助活動の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園等への送迎</li> <li>・保育園等の開始前や終了後、子どもを預かる</li> <li>・学校の放課後、子どもを預かる</li> <li>・買い物の外出や、冠婚葬祭の際に子どもを預かる 等</li> </ul>	<p>倉敷ファミリー・サポート・センター 086 - 435 - 5678</p>
<a href="#">ショートステイ</a> 	<p>病気、出産、看護、事故、災害等の理由により、一時的に家庭での養育が困難となった児童を児童福祉施設（玉島学園、旭川乳児院）で養育します。 ※利用期間は原則7日間以内 ※児童の年齢とその世帯の所得状況により利用料金がかかります。</p>	<p>子ども相談センター 086 - 426 - 3330 児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課</p>



## 母子生活支援施設とDV相談窓口のご案内

制 度	制 度 の 内 容	問 合 せ 先
<a href="#">母子生活支援施設</a> 	<p>配偶者のない女子等とその養育児童を入所させて、保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援します。                      ※入所期間は、原則、1年間です。</p>	子ども相談センター 086 - 426 - 3330 児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課
<a href="#">岡山県女性相談支援センター</a> 	<p><b>困難な問題を抱える女性及び DV 被害者等</b>の各種相談に応じるとともに、必要な場合は一時保護を実施し、自立に向けた支援を行います。</p>	岡山県女性相談支援センター ・電話相談 086-235-6060 月～金曜日 9:00～16:30 ・DV電話相談 086-235-6101 月～金曜日 16:30～20:00 土曜日 9:00～16:30

## 就業支援にかかる給付金のご案内

<a href="#">高等職業訓練促進給付金</a> 	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父が、経済的自立に効果の高い資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。                      ※所得制限があります。                      ※本人及び本人と同一世帯に属する人の市民税課税状況により支給額が決まります。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="color: red;">市民税非課税世帯</span>    月額 100,000 円  <span style="color: red;">市民税課税世帯</span>    月額 70,500 円                 </p> <p>※支給期間は修業期間の全期間（上限4年）で、申請をした月から支給します。                      ※修学期間の最後の1年間は支給額を増額します。</p>	子育て支援課(母子・父子自立支援員) 086 - 426 - 3358  <b>(児島地区)</b> 児島保健福祉センター福祉課 086 - 473 - 1119  <b>(玉島地区)</b> 玉島保健福祉センター福祉課 086 - 522 - 8118  <b>(水島地区)</b> 水島保健福祉センター福祉課 086 - 446 - 1114  <b>(真備地区)</b> 玉島保健福祉センター福祉課 086 - 522 - 8118
<a href="#">自立支援教育訓練給付金</a> 	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を目的とし、あらかじめ指定を受けた教育訓練講座の受講に係る経費の一部を給付します。                      ※自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けていること、かつ、受講前に講座の指定を受けることが必要です。</p>	(玉島地区) 玉島保健福祉センター福祉課 086 - 522 - 8118  (水島地区) 水島保健福祉センター福祉課 086 - 446 - 1114
<a href="#">ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金</a> 	<p>高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対象講座を受講した場合に給付金を支給します。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="color: red;">受講開始時給付金 (受講費用の40%)</span>  <span style="color: red;">受講修了時給付金 (受講費用の10%)</span>  <span style="color: red;">合格時給付金 (受講費用の10%)</span> </p> <p>※給付額には上限があります。                      ※自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けていること、かつ、受講前に講座の指定を受けることが必要です。</p>	(真備地区) 玉島保健福祉センター福祉課 086 - 522 - 8118

## 遺児にかかる給付制度のご案内

<a href="#">遺児激励金</a> 	<p>保護者と死別した義務教育修了前の児童の養育者に対し、見舞金等を給付します。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="color: red;">入学激励金 (小・中学校入学時)</span>    10,000 円  <span style="color: red;">卒業激励金 (中学校卒業時)</span>    10,000 円  <span style="color: red;">保護者死亡見舞金 (義務教育就学中)</span>    10,000 円                 </p> <p>※生活保護世帯・準要保護世帯であることが条件です。                      ※申請窓口は児童が通学している小・中学校になります。</p>	子育て支援課 086 - 426 - 3314
<a href="#">遺児教育年金</a> 	<p>父又は母と死別した義務教育就学中の児童の養育者に対し、支給します。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="color: red;">児童1人あたり、月額1,500円</span> </p> <p>※申請窓口は児童が通学している小・中学校になります。                      ※申請の翌月分からの支給になります。</p>	子育て支援課 児島・玉島・水島の 保健福祉センター福祉課 真備保健福祉課